



発明は財産なり

工業所有権には特許権、実用新案権、意匠権、商標権(表参照)の4つの権利があり、これらは不動産のような有体財産権に対して無体財産権と呼ばれるもので、不動産と同じように私的独占権や質権が認められている。

企業競争には、価格競争とともに技術を背景とする技術開発競争がある。技術を権利化し保護する、それによって独占排他権を与えるのが特許制度である以上

企業が新技術を権利化して独占的に利潤を得ることができるのは当然である。企業が特許権を武器として市場を獲得することが特許戦争という言葉で世上の関心をひくようになったのは、このためである。今日の資本主義経済機構の中で、製造業にとって新製品・新工法の独占を保証するのはひとえに特許の力である。

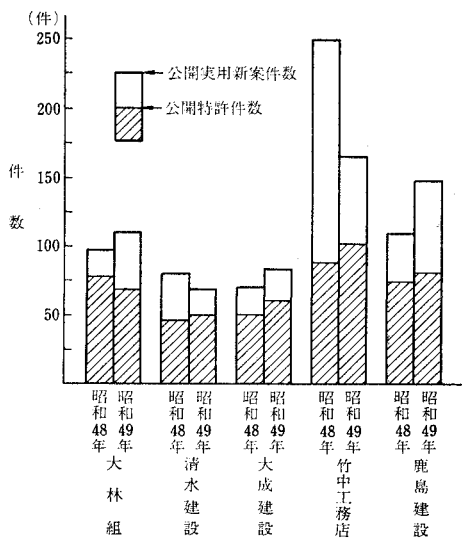
建設関係の特許は比較

工業所有権一覧

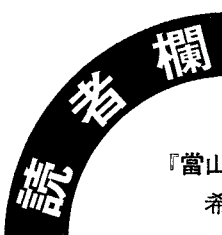
区分	要件または特性	存続期限
特許権	① 産業上利用できる発明 ② 新規性、進歩性のある発明	出願公告から15年
実用新案権	① 産業上利用できる考案で新規性、進歩性のあるもの ② 物品の形状、構造または組合せ	出願公告から10年
意匠権	① 物品の形状、模様または色彩 ② 美感を起こさせるもの ③ 工業上利用できるもの	登録の日から15年
商標権	① 文字、図形、記号 ② 商品に使用するもの ③ 他人の商品との識別力を持つもの	登録の日から10年更新できる

的になかったが、近年、特許権がいかに強力な権利であるか見直され、各社とも多くの出願をし、権利をとろうとやっきになっている。今日の技術も明日はもう陳腐と見なされる時代であり、新技術開発への意欲をますます燃やさねばならぬだろう。

(中村 靖・記)



昭和48、49年度大手5社の公開特許、実用新案件数の比較



『當山道三先生追想録』刊行さる 希望者は下記へ

昭和49年4月29日に亡くなられた土木学会名誉会員、土質工学会初代会長、當山道三先生を追想する

『當山道三先生追想録』

が追想録刊行会の手により、先生の遺稿と、約200名の方々の追想文を取録して本年4月15日刊行になりました。

ご希望の方には、実費にて頒布いたしますので下記あてお問合せ下さい。

〒274/船橋市習志野台、日本大学理工学部
當山道三先生追想録編集委員会
電話(0474)66-1111番、内線237

(正会員 川口昌宏・記)

『土木学会誌』のバックナンバーを お譲りします

中央大学理工学部土木工学科が保管しております『土木学

会誌』のバックナンバーの余分を、どこかの大学、研究機関等、ご希望の所へお譲りしたく存じます。ご希望の方は下記あてご照会下さい。ただし、別表のごとく欠番がありますので、このことをお含みおき下さい。

(1) 照会先

〒112/東京都文京区春日 1-13-27

中央大学理工学部土木工学科

服部昌太郎

電話(03)813-4171番、内線423

(2) 『土木学会誌』の欠番一覧

大 正		昭 和			
年	欠 番	年	欠 番	年	欠 番
5	1	3	1, 3~5, 7, 9, 11, 12	12	2, 5, 7
7	5	5	1, 9	13	1~2, 4~7, 12
11	2, 3, 4	6	9	14	2, 4, 5
14	1, 3, 5, 7	7	1, 7, 8	15	1~5, 7, 9, 12
15	1	8	1~3, 5, 7, 11	17	5, 7, 8, 11, 12
		9	1, 8, 9	18	1, 4~6, 8~10
		10	3, 5, 8, 10	29	8~12
		11	4, 6~10		

(正会員 服部昌太郎・記)